

作成日 2022年05月01日

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	IRUVシールドSP
会社名	株式会社スケッチ
住所	東京都台東区浅草橋2-25-10チャコペーパー会館 3F
電話番号	03-5825-6503
緊急時の電話番号	03-5825-6503
FAX番号	03-5825-6504
メールアドレス	info@sketch.co.jp
推奨用途及び使用上の制限	窓ガラスコート用赤外線 & 紫外線遮断コーティング剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理的・化学的危険性	引火性液体 区分3 自然発火性液体 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性液体 区分外
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 区分5 急性毒性(経皮) 区分5 急性毒性(吸入:蒸気) 区分3 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分1 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分1(中枢神経系、血液、全身毒性、肝臓、腎臓、精巣) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(血液、腎臓、呼吸器)
環境に対する有害性	水生環境急性有害性 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素
シンボル注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性液体及び蒸気
皮膚に接触すると有害
吸入すると有毒
眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
発がんのおそれ
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
中枢神経系、血液、全身毒性、肝臓、腎臓、精巣の障害
長期又は反復ばく露による中枢神経系、造血管、精巣の障害
長期又は反復ばく露による血液、腎臓、呼吸器の障害のおそれ
水生生物に有害

注意書き

安全対策	<p>使用前に取扱説明書入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 火花を発生させない工具を使用すること。 静電気放電に対する安全対策を講じること。 容器を接地すること。アースをとること。 涼しい所に置くこと。 容器を密閉しておくこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。 指定された個人用保護具を使用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。</p>
救急措置	<p>火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。 吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。 換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。</p>
保管	<p>容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>
廃棄	<p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。</p>

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
五酸化アンチモン	～1%	Sb2O5	(1)-543		1314-60-9
酸化タンゲステン(VI)	～5%	WO ₃	(1)-1178		1314-35-8
酸化スズ(IV)	～2%	SnO ₂	(1)-551		18282-10-5
エチルアルコール	～15%	C2H5OH	(2)-202	61	64-17-5
アクリル樹脂	23～35%	特定できない	不明		---
酢酸ブチル	23～35%	CH3COOC4H9	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4
2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリア	～7%	C13H11N3O	(5)-544		2440-22-4

酢酸2-ブトキシエチル	10~20%	C4H9OCH 2CH2OCO CH3	(2)-740		112-07-2
-------------	--------	---------------------------	---------	--	----------

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) アンチモン及びその化合物(政令番号:38)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) アンチモン及びその化合物(政令番号:31)

4. 応急措置

吸入した場合 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合 医師の手当、診断を受けること。
眼に入った場合 皮膚を速やかに洗浄すること。
飲み込んだ場合 多量の水と石鹼で洗うこと。
医師の手当、診断を受けること。
水を数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
医師の手当、診断を受けること。
口をすすぐこと。
医師の手当、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤 小火災:粉末消火剤、二酸化炭素、散水、一般の泡消火剤。
使ってはならない消火剤 大火災:散水、水噴霧、一般の泡消火剤。
特有の危険有害性 棒状注水。
極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火す
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
引火点が極めて低い:散水以外の消火剤で消火の効果が無い大きな火災の場合には散水する。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却す
消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外は近づけない。
作業者は適切な保護具(8. 暴露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項	<p>風上に留まる。 低地から離れる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器 あるいは漏洩物に触れてはいけない。 環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように 注意する。</p>
回収、中和	<p>少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、ある いは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃 棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯 電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場 所に導いて回収する。 大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しか し、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来 ないおそれがある。</p>
封じ込め及び浄化の方法・機材	<p>危険でなければ漏れを止める。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。 蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用い すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、 火花や火炎の禁止)。</p>
二次災害の防止策	<p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流 入を防ぐ。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の設備対策を 行い、保護具を着用する。
局所排気・全体換気	『8. 暴露防止及び保護措置』に記載の局所排気、 全体換気を行う。
安全取扱い注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない
 こと。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止す
 る。
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引き
 ずるなどの取扱いをしてはならない。
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気
 用の換気を行うこと。
 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ
 環境への放出を避けること。
 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管

接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
技術的対策	<p>保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はり を不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属 板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設 けないこと。</p>

混触禁止物質 保管条件	<p>保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。</p> <p>保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。</p> <p>保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設ける。</p> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。</p> <p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。</p> <p>酸化剤から離して保管する。</p> <p>容器は直射日光や火気を避けること。</p> <p>容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。</p> <p>施錠して保管すること。</p>
容器包装材料	<p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</p>

8. 暴露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(暴露限界値、生物学的暴露指標)	
		日本産衛学会 (2010年版)	ACGIH
五酸化アンチモン	未設定	0.1mg/m ³ (Sbとして)	0.5mg/m ³ (Sbとして)
酸化タングステン(VI) ※WO ₃ として	未設定	第3種粉塵 2mg/m ³ (吸入性粉塵) 8mg/m ³ (総粉塵) ※1	分類されない不溶性粒子 TLV-TWA 10mg/m ³ (総粉塵)
酸化スズ(IV)	未設定	未設定	TWA 2mg/m ³ (Snとして)
エチルアルコール	未設定	未設定	TWA 1000ppm
酢酸ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m ³)	TWA 150 ppm STEL 200 ppm
酢酸2-ブトキシエチル	未設定	未設定	TWA 20 ppm

※:2011年版 ※1:2010年版 ※2:2005年版

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

完全密閉系及び完全密閉装置でのみ取り扱う空气中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。

高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具	必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具 眼の保護具	保護手袋を着用すること。 眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
皮膚及び身体の保護	顔面用の保護具を着用すること。 保護衣を着用すること。 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液状 濃紺色、グレー色液体(透明)
臭い		刺激臭
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		158°C
引火点		54°C(測定方法:不明)
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		0.227kPa(20°C)
蒸気密度(空気=1)		データなし
比重(密度)		1.0-1.1
自然発火温度		325°C
燃焼性(固体、ガス)		データなし
粘度		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の保管および取扱いの条件においては安定である。
危険有害反応可能性	強力な酸化剤と激しく反応する。
避けるべき条件	熱、火花、裸火などの着火源。
混触危険物質	強酸化剤。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物。

11. 有害性情報

急性毒性	経口 経皮 吸入(蒸気) 吸入(ミスト)	GHS:区分5に該当する。 GHS:区分5に該当する。 GHS:区分3に該当する。 データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性		データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷・刺激性		酢酸ブチル、2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール、グルタル酸ジメチル、が区分2Bで、区分2Bの成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため、GHS:区分2B「眼刺激」に該当する。
呼吸器感作性		データがなく分類できない。
皮膚感作性		2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾールが区分1で濃度限界(1.0%)以上のため、GHS:区分1「アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ」に該当する。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回暴露)		成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分は酢酸2-ブトキシエチル(中枢神経系、血液、全身毒性)、GHS:区分1(中枢神経系、血液、全身毒性、肝臓、腎臓、精巣)「中枢神経系、血液、全身毒性、肝臓、腎臓、精巣の障害」に該当する。

特定標的臓器毒性(反復暴露)	成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分2の成分は酢酸2-ブトキシエチル(血液、腎臓)であるため、GHS:区分2(血液、腎臓、呼吸器)「長期又は反復暴露による血液、腎臓、呼吸器の障害のおそれ」に該当する。																																		
吸引性呼吸器有害性	データ不足のため分類できない。																																		
12. 環境影響情報																																			
水生環境急性有害性	酢酸ブチル、2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル)ベンゾトリアゾール、酢酸2-ブトキシエチルが区分3で、区分3の成分濃度の濃度合計が濃度限界(25%)以上のため、GHS:区分3「水生生物に有害」に該当する。																																		
水生環境慢性有害性	データ不足のため分類できない。																																		
13. 廃棄上の注意																																			
残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p> <p>特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。</p>																																		
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>																																		
14. 輸送上の注意																																			
国際規則	<table border="0"> <tr> <td>海上規制情報</td> <td>IMOの規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>UN No.</td> <td>1263</td> </tr> <tr> <td>Proper Shipping Name</td> <td>PAINT</td> </tr> <tr> <td>Class</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>Packing Group</td> <td>III</td> </tr> <tr> <td>Marine Pollutant</td> <td>Not Applicable</td> </tr> </table>	海上規制情報	IMOの規定に従う。	UN No.	1263	Proper Shipping Name	PAINT	Class	3	Packing Group	III	Marine Pollutant	Not Applicable																						
海上規制情報	IMOの規定に従う。																																		
UN No.	1263																																		
Proper Shipping Name	PAINT																																		
Class	3																																		
Packing Group	III																																		
Marine Pollutant	Not Applicable																																		
国内規制	<table border="0"> <tr> <td>航空規制情報</td> <td>ICAO/IATAの規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>UN No.</td> <td>1263</td> </tr> <tr> <td>Proper Shipping Name</td> <td>Paint</td> </tr> <tr> <td>Class</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>Packing Group</td> <td>III</td> </tr> <tr> <td>陸上規制</td> <td>消防法の規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>海上規制情報</td> <td>船舶安全法の規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>国連番号</td> <td>1263</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>塗料</td> </tr> <tr> <td>クラス</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容器等級</td> <td>III</td> </tr> <tr> <td>海洋汚染物質</td> <td>非該当</td> </tr> <tr> <td>航空規制情報</td> <td>航空法の規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>国連番号</td> <td>1263</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>塗料</td> </tr> <tr> <td>クラス</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>等級</td> <td>3</td> </tr> </table>	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。	UN No.	1263	Proper Shipping Name	Paint	Class	3	Packing Group	III	陸上規制	消防法の規定に従う。	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。	国連番号	1263	品名	塗料	クラス	3	容器等級	III	海洋汚染物質	非該当	航空規制情報	航空法の規定に従う。	国連番号	1263	品名	塗料	クラス	3	等級	3
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。																																		
UN No.	1263																																		
Proper Shipping Name	Paint																																		
Class	3																																		
Packing Group	III																																		
陸上規制	消防法の規定に従う。																																		
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。																																		
国連番号	1263																																		
品名	塗料																																		
クラス	3																																		
容器等級	III																																		
海洋汚染物質	非該当																																		
航空規制情報	航空法の規定に従う。																																		
国連番号	1263																																		
品名	塗料																																		
クラス	3																																		
等級	3																																		

特別の安全対策

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。
 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
 移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 運搬中の事故等により災害が発生した場合は、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
 輸送時にイエローカードを携帯する。
 128

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(アンチモン及びその化合物、すず及びその化合物、エタノール、酢酸名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(酢酸ノルマルブチル)
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(酢酸ノルマルブチル)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(アンチモン及びその化合物)

廃棄物処理法

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4第1号)(廃油)(引火点70℃未満の消防法引火性液体)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)(酢酸ブチル)

消防法

第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1)

船舶安全法

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他の情報

連絡先

株式会社スケッチ

参考文献

NITE GHS分類公表データ

EU CLP Regulation, AnnexVI

CHEMWATCH社 GHS-MSDS

RTECS(2006-2009)

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。